

平成 17 年 6 月 2 9 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 宮 島 彰 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
監 事 福 永 保
監 事 高 橋 修

監 事 意 見 書

独立行政法人通則法第 1 9 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）の平成 1 6 事業年度における会計及び業務の執行状況について監査を実施した。

同法第 3 8 条第 2 項の規定に基づく監事の意見は次のとおりである。

1 . 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議への出席及び重要な文書の回付を受けるほか、機構の関係者から業務に関する資料の提出を求め、説明を聴取するなどして、業務の実施状況の調査を実施するとともに、財務諸表、決算報告書及び事業報告書につき検討を行った。

また、会計監査人から監査結果について、報告及び説明を受けた。

2 . 監査の結果

(1) 平成 1 6 事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程等に従い、適正に処理され、機構の財政状態及び運営状況を正しく示していると認める。

また、平成 1 6 事業年度の決算報告書は関係法令に従い、適正に処理されていると認める。

(2) 平成 1 6 事業年度の事業報告書は、関係法令に従い、機構の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認める。

(3) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

以上